

「インドネシア：BKPMによる投資認可基準（内規）の変更」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 情報戦略グループ

インドネシアの投資認可機関 BKPM（インドネシア投資調整庁）には「投資認可に関する内規」があります。BKPM へのヒアリングによると、2011年12月に内規が変更され、資本金や総投資額が引き上げられています。なお、投資の内容によって本内規が弾力的に運用されるか事前に BKPM に相談するのも一案です。

【従前】 製造業、非製造業別に規定あり。

1. 製造業

最低投資額： 100 万米ドル以上
うち最低資本金額： 30 万米ドル以上

2. 非製造業

最低投資額： 25～30 万米ドル以上
うち最低資本金額： 10 万米ドル以上

【改定後（2011年12月～）】 製造業、非製造業の規定区別はなくなった。

製造業・非製造業共に

最低投資額： 100 億ルピア以上
うち最低資本金額： 30 億ルピア以上

※外資法上、総投資額や資本金に関し、最低金額の規定はない。会社法上、最低授權資本、最低引き受け資本についての規定がある。（最低授權資本金 5,000 万ルピア。但し、投資分野・規模により妥当性を判断されるため、BKPM に確認が必要。資本金の払い込みは、授權資本金の最低 25% を発起人が引き受け、その全額を払い込まないと法務人権省登録取得不可。）

レポート作成

国際企画部 情報戦略グループ 北村広明

E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。